

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の変更の届出（市町村による設置）
概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村が設置する一般廃棄物処理施設においては、処理する一般廃棄物の種類・施設の能力・施設の位置・構造等の設置に関する計画・施設の維持管理に関する計画を変更することは生活環境に与える影響が大きいため、大阪市長へ変更の届出が必要であると規定しています。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 （健康局健康推進部生活衛生課窓口にて設置）
審査基準	一般廃棄物処理施設の変更に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
標準処理期間	処分期間 30日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、60日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設変更届出書及び添付書類各2部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	
備 考	